

2020年度 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻
専門職学位課程（法科大学院）入学試験（既修者） 筆記試験出題趣旨

試験実施日：2019年11月16日（土）

法律科目問題1（民事系）

(1) では、共同相続された株式は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるのか、それとも、共同相続人全員の共有に属するののかについて論じることを求めている。

(2) では、(1) で共有とする場合には、会社法106条但書と民法の共有の規定の関係について検討して議決権行使の適法性を分析し、決議の適法性について論じることを求めている。また、(2) で当然分割とする場合には、賛成票を投じる旨の合意をもって代理権の授与がなされており、議決権の代理行使がなされたと評価して、特別決議の要件を満たしているといえるかについて論じることを求めている。

(3) では、株主総会決議取消訴訟の性質をふまえた上で原告適格を論じること、(1) で共有とする場合には、さらに、同訴訟の提起と民法の共有規定との関係、および、同訴訟を提起する権利と会社法106条の関係を論じることを求めている。

法律科目問題2（刑事系）

第1問は、被害者を監禁中に自動車事故によって被害者が死亡した事例について、監禁行為と死亡結果との間に第三者の過失行為が介在する場合の監禁致死罪の成否、共謀共同正犯の成否、死亡した一人暮らしの被害者の家に侵入して財物を持ち去った行為について、住居侵入罪および窃盗罪の成否などを論じる必要がある。

第2問は、場所に対する搜索令状に基づき、その場にいる者の身体を搜索できるのかという問題を通じて、令状主義の意義と令状の効力が及ぶ範囲についての理解を問うものである。

本問においては、警察官が、X宅を「搜索すべき場所」とする搜索令状に基づき、X宅を搜索した際に、Xが白い粉末状のものが入ったビニール袋をズボンのポケットに隠したため、抵抗するXを押さえつけて、ポケットからビニール袋を取り出すという、Xの身体に対する搜索にあたる行為が行われている。そして、その後、Xの同意を得て行われた試薬検査により、白い粉末が覚せい剤であると判明したため、警察官は、Xを覚せい剤所持の現行犯人として逮捕し、それに伴って覚せい剤の入ったビニール袋を差し押さえている。直接に問われているのは、この差押えの適法性であるが、それを判断するためには、覚せい剤を発見するきっかけとなった、上記のXの身体に対する搜索の適法性が問題となることを理解していることが必要である。

その検討にあたっては、本件では、令状に記載された搜索の対象はX宅のみであって、Xの身体は対象とはされていないため、それにもかかわらずXの身体を搜索できるのかについて、いかなる場合に、いかなる理論的根拠に基づいて、場所に対する搜索令状に基づき、その場にいる者の身体を搜索できるのかを示したうえで論じることが求められる。そして、その際には、本件においては、Xがポケットに隠した物が、本件令状に記載された差押目的物には該当しないものであることが、どのような意味を持つのかにも言及することが必要である。

法律科目問題 3（公法系）

関税法に基づく税関検査の設例を基礎に、以下の点についての理解を問うた。

- (1) 関税法 69 条の 11 第 7 号に該当する旨の税関長の通知に処分性が認められるか否か等の理解を問うた。最判昭和 54・12・25、最大判昭和 59・12・12 参照。
- (2) 当該物品が輸入禁止貨物に該当するという条件の下で、税関検査の憲法 21 条 1 項・2 項適合性等についての理解を問うた。最大判昭和 59・12・12、最判平成 20・2・19 参照。
- (3) 税関検査の令状主義（憲法 35 条）適合性等についての理解を問うた。最判平成 28・12・9 参照。
- (4) 行政調査により得られた結果の、刑事手続での利用の可否等についての理解を問うた。最判平成 16・1・20 参照。